

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十一号

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「事務局次長」を削り、同表町長部局の項中「所長」を削り、「課長補佐（職員課） 主査（職員課）」を「課長補佐（総務課） 人事研修係長 給与厚生係長」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。